|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I 総則1．本書の位置づけ本要求水準書は、入札参加者が技術提案書を、また、受注者が業務実施計画書を作成するに当たり、本委託に係る前提条件並びに発注者が求める本事業のサービス水準を定めると同時に、事業内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。 | I 総則1．本書の位置づけ本要求水準書(案)は、入札参加者が技術提案書を、また、受注者が業務実施計画書を作成するに当たり、本委託に係る前提条件並びに発注者が求める本事業のサービス水準を定めると同時に、事業内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。 |
| I 総則2．事業概要2.6．受注者の責任受注者は、要求水準書及び自らの技術提案に基づく性能水準を確保するよう、誠実に業務を実施すること。 | I 総則2．事業概要2.6．受注者の責任受注者は、要求水準書（案）及び自らの技術提案に基づく性能水準を確保するよう、誠実に業務を実施すること。 |
| I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.1．事業総括責任者　代表企業又は構成企業のうち焼却炉点検整備業務または焼却炉機械設備工事を実施する企業より、入札説明書等に記載の要件を満たす技術者を事業総括責任者としてSPCに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。 | I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.1．事業総括責任者　代表企業又は構成企業のうち焼却炉点検整備業務または焼却炉機械設備工事を実施する企業より、実施方針に記載の要件を満たす技術者を事業総括責任者としてSPCに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.2．設計建設業務に係る配置技術者　受注者は、本事業のうち設計建設業務を行う者は、入札説明書等に記載の要件を満たす以下の技術者を配置しなければならない。 | I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.2．設計建設業務に係る配置技術者　受注者は、本事業のうち設計建設業務を行う者は、実施方針に記載の要件を満たす以下の技術者を配置しなければならない。 |
| I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.3．点検整備業務に係る配置技術者　受注者は、本事業のうち点検整備業務を行う者は、入札説明書等に記載の要件を満たす以下の技術者を配置しなければならない。 | I 総則3．業務実施に係る配置技術者3.3．点検整備業務に係る配置技術者　受注者は、本事業のうち点検整備業務を行う者は、実施方針に記載の要件を満たす以下の技術者を配置しなければならない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| I 総則5．SPCの財務状況等に関するモニタリング5.1．財務状況等に関するモニタリングの概要本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいはSPCが債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するため、SPCの財務状況等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。具体的には、SPCの実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支のタイムリーな状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認等、多様な方法によりSPCの財務状況等について確認を行う。5.2．財務状況等に関するモニタリングの方法(1) 財務状況に関するモニタリング発注者は、会計監査人による監査済みの財務書類等の提出をSPCに義務付ける。これによりSPCの財務状況について確認を行う。これに加えて、会計データに反映される取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうかや、その結果がSPCの財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。この際、SPCの財務書類では事業計画との関係が確認できない場合には、必要に応じて、会計データに反映される取引に関する契約書類や、SPCの実施体制、リスク対応、資金収支、SPCの経営活動等の確認を行う。(2) 実施体制についてのモニタリング発注者は、SPCの定款、登記簿謄本、株主名簿や、SPCが締結する契約等により、事業契約の締結前にＳＰＣが設立されたかどうか、業務遂行体制が事業計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。(3) 資金収支についてのモニタリング発注者は、財務書類の精査を通じて資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、事業契約の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績と、事業提案時若しくは事業年度計画見直し時点等における計画との整合性について確認を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 提出時期 |
| ① | 会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書 | 翌事業年度開始後3か月後まで |

(4) 経営についてのモニタリング発注者は、SPCの経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、事業計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかの確認を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 提出時期 |
| ① | 取締役会資料、議事録等株主総会資料、議事録等 | 取締役会の開催後速やかに株主総会の開催後速やかに |

 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後） | 旧（修正前） |
| II 設計建設業務に関する事項2．設計建設業務に関する事項2.4.2．機械・電気に関する事項(1) 共通事項1) 適用（略）・機械・電気工事において、要求水準書等の優先順位は、①質問回答書、②要求水準書、③請負必携等とする。 | II 設計建設業務に関する事項2．設計建設業務に関する事項2.4.2．機械・電気に関する事項(1) 共通事項1) 適用（略）・機械・電気工事において、要求水準書等の優先順位は、①質問回答書、②実施方針・要求水準書、③請負必携等とする。 |
| II 設計建設業務に関する事項2．設計建設業務に関する事項2.4.3．土木・建築に関する事項(1) 適用・土木工事において、要求水準書等の優先順位は、①質問回答書、②要求水準書、③土木工事共通仕様書附則、④請負必携等（土木工事共通仕様書附則を除く。）とする。・建築工事において、要求水準書等の優先順位は、①質問回答書、②要求水準書、③仕様書等とする。 | II 設計建設業務に関する事項2．設計建設業務に関する事項2.4.3．土木・建築に関する事項(1) 適用・土木工事において、要求水準書等の優先順位は、①質問回答書、②実施方針・要求水準書、③土木工事共通仕様書附則、④請負必携等（土木工事共通仕様書附則を除く。）とする。 |